

日薬業発第106号

平成30年6月28日

都道府県薬剤師会

学校薬剤師担当役員 殿

日本薬剤師会

担当副会長 乾 英夫

平成30年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の実施について(参考)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、内閣府では、学校が夏休みに入る7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」とし、関係省庁、地方公共団体及び関係団体等と連携しながら総合的な青少年に対する非行・被害防止活動を毎年展開しております。

本年度も、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、引き続き、幅広い関係省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の意識の高揚を図り、青少年の非行・被害防止のための活動を全国で集中的に実施することとし、本会にも文科省を通じ別紙のとおり協力依頼がありました。

本年度は「インターネット利用に係る犯罪被害等の防止」等重点課題が7項目挙げられ、重点課題4は「薬物乱用対策の推進」とされており、本会にも関係する内容となっております。

つきましては、会務ご多忙のおり、誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましては、本月間における活動の趣旨等ご了知賜りますと共に、薬物乱用防止活動に関わる貴会学薬関係者等に、参考として本件をご案内賜りますようお願い申し上げます。

<参考情報>



- ① リーフレット「ネットには危険もいっぱい～他人事だと思ってる？～」 (同封)
(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm
- ② 情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向けの手引書
(文部科学省 HP) http://jouhouka.mext.go.jp/school/information_moral_manual/index.html
- ③ e-ネットキャラバン
(e-ネットキャラバン HP) <http://www.e-netcaravan.jp/>
- ④ 普及啓発資料「ちょっと待って！」シリーズ
(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/index.htm
- ⑤ 「ソーシャルメディアガイドライン作成のすすめ」
(安心ネットづくり促進協議会 HP) <http://www.good-net.jp/safe-internet/guideline/>
- ⑥ 子供のための情報モラル育成プロジェクトに関する取組について
(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jouhoumoral/index.htm
- ⑦ 「情報モラル実践事例集」
(文部科学省 HP) http://jouhouka.mext.go.jp/school/moral_zirei/moral_zirei.html
- ⑧ 学校ネットパトロールに関する取組事例・事例集 (教育委員会等向け)
(文部科学省 HP)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/081_1/houkoku/1325771.htm
- ⑨ いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号)
(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm
- ⑩ いじめの防止等のための基本的な方針
(平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定 (最終改定 平成 29 年 3 月 14 日))
(文部科学省 HP)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1304156_02_2_1.pdf
- ⑪ 24 時間子供 SOS ダイヤル
(文部科学省 HP) <http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>
- ⑫ 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集 (学校・教員向け)
(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf
- ⑬ 「薬物乱用防止教室推進マニュアル～教育委員会における取組事例～」
(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297198.htm

【本件連絡先】

文部科学省生涯学習政策局青少年教育課企画係
電話 03-6734-3488

ネットには 危険もいっぱい

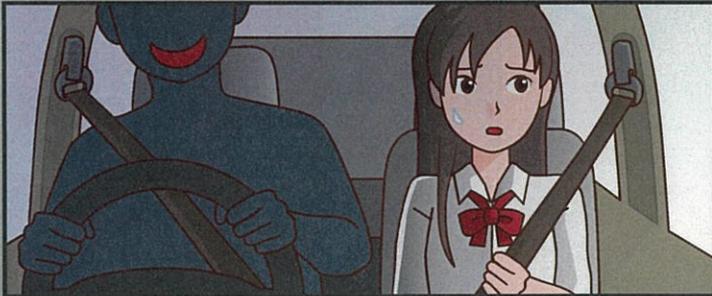
2018年版
警察庁
文部科学省

⚠ 他人事だと思ってない？

SNSを通じて犯罪被害に遭った子供が増えており、平成29年は過去最多です。
特に夏休みは、様々なトラブルに巻き込まれないよう、しっかりと考えて行動しましょう！

⚠ 平成29年に検挙した実際の事例 ⚠

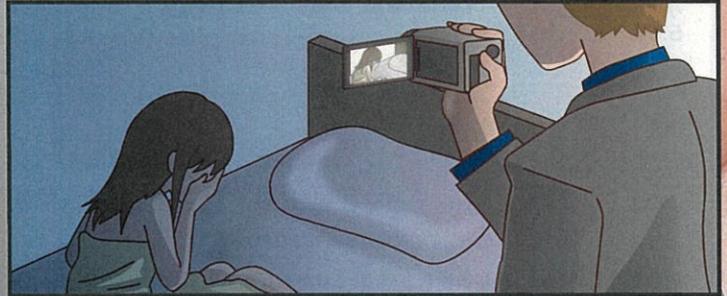
事例1 優しい人だと思って安心したら・・・



SNSで知り合って仲良くなった人に、悩みを相談したら「慰めてあげる」、「迎えに行っておあげるよ」などと誘い出されて、犯人に連れまわされる被害に遭ってしまった。

⚠ 誘拐や殺人事件などの重大な犯罪に巻き込まれてしまうケースもあります。

事例2 お金欲しさに軽い気持ちで・・・



お金が欲しくてSNSで知り合った人と会い、「俺の後ろにはヤクザがいる」などと脅されて性被害を受けてしまった。さらに、その様子を動画に撮られネットで流されてしまった。

⚠ 男子にも同様の被害に遭った子供もいます。

事例3 自撮り画像を送信してしまい・・・



「タダでLINEスタンプをあげる」という人がいたのでもらったら、「裸の写真を送れ」と脅された。断ると犯人は同年代の女子になりすまし、「私も断ったところ、ひどい目にあった」などと言って不安にさせ裸の写真を送らされてしまった。

⚠ 100人以上の子供が裸の写真などを送らされてしまいました。

事例4 気がついたら自分が加害者に・・・



SNSで同級生から女子生徒の裸の動画が送信されてきたので、深く考えずにその動画をほかの同級生にSNSで送信してしまった。

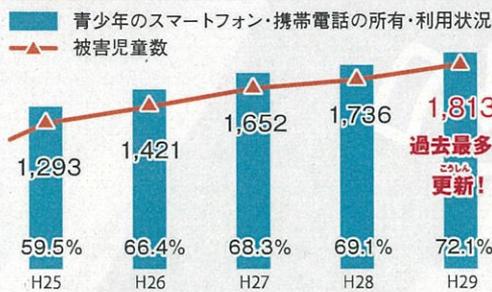
⚠ 人からもらった裸の動画や画像を転送するだけでも犯罪になります。(※)

※児童買春・児童ポルノ禁止法違反(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)

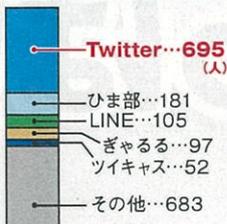
⚠ SNS犯罪被害が過去最多!

平成29年、SNSを通じて児童ポルノや児童買春などの犯罪被害に遭った子供は1,813人(前年比+77人)で、過去最多。被害は高校生が半分以上。

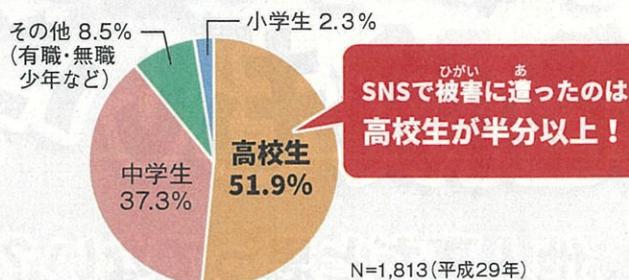
被害に遭った子供



被害児童数が多いサイト



被害に遭った子供の内訳



SNSで被害に遭ったのは高校生が半分以上!

⚠ 自撮り被害増加!

平成29年、児童ポルノの自撮り被害*の子供は515人(前年比+35人)と増加傾向。半分以上が中学生。

自撮り被害に遭った子供の内訳



自撮り被害は中学生が半分以上!

*「自撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして子供が自分の裸を撮影させられた上、SNSなどで送信させられる被害をいう。

⚠ フィルタリング状況

被害に遭った子供のうち、9割以上がフィルタリングを利用していなかった。

契約時は利用していたが被害当時は利用なし 114(7.4%)
利用あり 130(8.4%)



「被害当時は利用なし」も併せて9割以上に!

利用なしが8割以上!

被害に遭わないためにできること(保護者の皆様へ)

必ずフィルタリングを!

平成29年6月、青少年インターネット環境整備法が改正され、新規契約時や機種・名義変更時に、販売店などに、青少年確認・フィルタリング説明などの義務が新設されました。しっかり説明を受けて、年齢や利用に応じたフィルタリングを設定しましょう。



家庭でのルール作りを!

日頃から子供の能力・発達に見合ったネットの使い方を家庭で考えてみましょう。内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように家庭でのルール作りの例などを紹介しています。

内閣府ホームページ
保護者向け普及啓発リーフレット
http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

実際の手口を知りましょう!

警察庁では、ネットでの児童の犯罪被害等防止啓発動画を作成していますので、是非ご覧ください。



スマートフォン、パソコンどちらでもご覧いただけます。

公益財団法人警察協会
インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発
<http://www.keisatukyokai.or.jp/untitled29.html>

もしもこのようなトラブルや犯罪被害に遭ってしまったら

最寄りの警察本部の相談窓口につながります。*緊急の事件・事故の場合は「110」番へ

警察相談専用電話

9110

受付時間:平日午前8:30~午後5:15

性犯罪被害相談電話

8103 (ハートさん)

電話の発信地域を管轄する警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。

各都道府県警察では、いじめ、犯罪などの被害に苦しむお子さんや、ご家族のために少年相談窓口を開設しています。いつでも遠慮なくご相談下さい。

警察庁ホームページ
都道府県警察の少年相談窓口について
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>



府政共生第 369 号-1
平成 30 年 5 月 17 日

文部科学省生涯学習政策局長 殿

内閣府政策統括官 (共生社会政策担当)
(公印省略)

平成 30 年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について (依頼)

青少年の非行・被害防止施策につきまして、かねてから格別の御尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

青少年の非行情勢については、平成 29 年の刑法犯少年の検挙人員は戦後最少を更新したものの、人口比では成人と比べ高い水準にあります。

一方で、被害の現状については、児童ポルノ事件の被害児童数や SNS 等の利用に起因する児童買春等の被害に遭う児童の数が増加の一途をたどっており、加えていわゆる「JKビジネス」等、児童の性に着目した新たな形態の営業が出現するなど、子供の性被害は深刻な状況にあります。

また、人の目の届きにくい SNS を利用し、自殺願望を投稿するなどした青少年の心の叫びに付け込んで言葉巧みに誘い出し殺害するという極めて卑劣な手口による事件も発生するなど、少年の非行及び被害の両面において予断を許さない状況になっております。

内閣府では、昭和 54 年度以来毎年 7 月を青少年の非行・被害防止に関する月間として定め、関係機関・団体等の御協力を得て、国民意識の高揚、青少年の非行・被害防止への対応の強化を図ってまいりましたが、本年度は特にインターネット利用に係る犯罪被害等の防止に重点を置きつつ、別添実施要綱のとおり各種取組を集中的に実施することといたしました。

つきましては、貴省庁におかれましても、このような情勢を踏まえ、本月間の趣旨を御理解の上、特にインターネット利用に係る犯罪被害等の防止に重点を置いた取組の推進について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、貴省庁管下の関係機関、関係団体等に対する周知、指導につきましても御高配方併せてお願いいたします。

(担当)

内閣府政策統括官 (共生社会政策担当) 付
青少年環境整備担当参事官補佐 田嶋、主査 松下
住所: 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
TEL: 03-6257-1442 (直通) FAX: 03-3581-1609
E-mail: motonori.tajima.z9x@cao.go.jp
masaaki.matsushita.r2e@cao.go.jp

「非行・被害防止全国強調月間」について

■ 1 経緯等

内閣府では、昭和 54 年度以来毎年7月を「青少年を非行から守る全国強調月間」としてきたが、平成 22 年度に、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と名称変更して実施してきている。

本年度も、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、引き続き、幅広い関係省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の意識の高揚を図り、青少年の非行・被害防止のための活動を全国で集中的に実施する。

■ 2 主唱及び参加省庁等

・主唱	内閣府
・参加省庁等	各省庁、都道府県、市区町村
・協力団体	25 団体(青少年育成関係団体 等)
・協賛団体	62 団体(業界団体 等)

■ 3 重点課題

■ 重点課題 1 インターネット利用に係る犯罪被害等の防止

■ 重点課題 2 子供の性被害の防止

■ 重点課題 3 有害環境への適切な対応

■ 重点課題 4 薬物乱用対策の推進

■ 重点課題 5 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止

■ 重点課題 6 再非行(犯罪)の防止

■ 重点課題 7 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

平成30年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱

平成30年5月17日

内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

我が国は少子高齢化が急速に進行する中で、情報化、国際化、消費社会化等が進み、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場など青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている。

青少年の非行情勢については、平成29年の刑法犯少年の検挙人員は戦後最少を更新したものの、人口比では成人と比べ高い水準にあることから、引き続き非行防止活動に積極的に取り組まなければならない。

被害の現状については、近年スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化する中で、児童ポルノ事件の被害児童数やSNS等の利用に起因する児童買春等の被害に遭う児童の数が増加の一途をたどっている。加えていわゆる「JKビジネス」等、児童の性に着目した新たな形態の営業が出現するなど、子供の性被害は深刻な状況にある。また、人の目の届きにくいSNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした青少年の心の叫びに付け込んで言葉巧みに誘い出し殺害するという極めて卑劣な手口による事件も発生したところである。

次代を担う青少年の育成は、国民全体に課せられた責務であり、国、地方公共団体、関係団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の非行・被害の防止のための取組を進めることが必要である。

このため、7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（以下「月間」という。）とし、青少年の非行・被害の防止について国民の理解を深めるとともに、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、特にインターネット利用に係る犯罪被害等の防止に重点を置きつつ、子供の性被害の防止や有害環境への適切な対応等の各種取組を集中的に実施する。

2 期間

平成30年7月1日（日）から同月31日（火）までの1か月間

3 実施体制

実施体制は、別紙のとおりとする。

4 重点課題及び主な実施事項

(1) 重点課題1 インターネット利用に係る犯罪被害等の防止

平成29年10月に座間市で発覚した悲惨な事件を二度と繰り返さないことは関係省庁が横断的に取り組むべき課題であるという認識の下、「座間市における事件の再発防止策について」（平成29年12月19日座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられたところであるが、関係者の協力を得つつ、同再発防止策を確実に実行する。

特に、SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策として、削除等に対する事業者・利用者の理解を促進するとともに、SNS事業者等による自主的な削除の強化、サイバーパトロール業務の民間事業者への委託、インターネット・ホットラインセンターへの通報促進等の事業者・関係者による取組を強化する。

加えて、インターネット上の有害環境から若者を守るための対策として、本年2月に改正法が施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）の改正内容について一層の周知に努めるほか、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（第3次）（平成27年7月30日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育、民間団体の取組の支援等の関連施策を着実に推進する。

また、青少年がインターネット利用に係る犯罪の被害等に遭うことがないように、警察、教育機関等の関係機関を通じて青少年やその保護者を始めとする社会全体に対して、インターネット利用に係る児童買春や児童ポルノ、ストーカーやいわゆる「リベンジポルノ」等の犯罪被害の実態、インターネットの利用に起因する個人情報の流出等のトラブルの実態、発達段階に応じたフィルタリング等の利用普及、インターネット利用に関する家庭でのルール作りや情報モラルを身に付けることの重要性について積極的な広報啓発を行うとともに、犯罪の被害や有料サイト利用料金名目の架空請求を始めとしたトラブル等に遭った際の相談窓口等についても周知徹底を図る。

中でも、近年多発しているSNS等に起因する犯罪から青少年を守るため、SNS等の危険性について教育・周知・啓発を行うとともに、SNS事業者が参画する「青少年ネット利用環境整備協議会」（平成29年7月発足）の活動支援を行う。

(2) 重点課題2 子供の性被害の防止

近年、児童買春、児童ポルノを始めとする子供の性被害が後を絶たないことを鑑み、これらに対して対症療法的な取組にとどまらず、政府が一体となって子供の性被害が発生する要因・

背景にまで踏み込んだ施策を講じ、子供の性被害の撲滅を期するため、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」（平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、「子供の性被害を絶対に許さない」という国民意識を高め、被害の予防・拡大防止、被害児童の保護・支援等の取組を推進する。

とりわけ児童が児童買春、「自画撮り被害」を含む児童ポルノ事犯や、いわゆる「JKビジネス」等に係る被害を受けることがないように、学校や関係機関を通じて児童やその保護者を始めとする社会全体に対して、性の逸脱行動や被害の現状、諸規制等について積極的な広報啓発を行う。

また、インターネット関係事業者や風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働きかけを行う。

(3) 重点課題3 有害環境への適切な対応

図書やDVD等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、有害図書・ソフトの区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸付け等しないこと等、各地方公共団体の青少年保護育成条例に基づく対策の徹底を指導するとともに、その状況の調査・点検を実施する。

また、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等の事業者に対して青少年の深夜の立入制限の措置を要請する。

このほか、酒類・たばこの販売窓口における年齢確認の徹底を図るなど、酒類・たばこの未成年者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

(4) 重点課題4 薬物乱用対策の推進

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、学校における薬物乱用防止教育の充実のほか、街頭キャンペーンやイベントの開催など、あらゆる機会を捉え、家庭や地域社会、関係機関等が一体となり、薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、近年、青少年による大麻事犯の検挙人員が急増しており、青少年への広がり懸念されることから、青少年、保護者及び地域の指導者等に対して、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ等の危険性や有害性に関する正しい知識の普及を積極的に推進する。

さらに、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用青少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復

帰の支援やその家族への支援等に努めるなど、再乱用防止対策の充実強化を図る。

(5) 重点課題5 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止

少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことのないよう、少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。また、警察、青少年センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、飲酒・喫煙や深夜徘徊などの不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行う。

とりわけ少年の被害が後を絶たないストーカー事案については、被害者にも加害者にもならないよう、警察、教育機関等の関係機関が連携して、防犯教室等様々な機会を捉え、ストーカー行為等の被害の実態、具体的事例、予防・対応方法及び被害に遭った際の相談窓口等について積極的な広報啓発及び教育啓発を推進する。

さらに、万引きや自転車盗等が犯罪であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を少年に身に付けさせるため、学校における非行防止教室の開催などの取組を推進するとともに、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

また、近年、中学生・高校生を含む少年が、遊興費欲しさに安易な考えから現金を受け取る役割の「受け子」等として振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に加担している現状に鑑み、非行防止教室の開催などにとどまらず、少年を犯行に誘い込む手口等について積極的な情報発信や特殊詐欺で検挙した少年と不良交友関係にある少年への注意喚起に努めるなど、少年を特殊詐欺に加担させない取組を推進する。

このほか、ボランティア活動、スポーツ・文化活動等の体験活動を推進することにより、青少年が多様な交流体験を経験しながら社会性、主体性を育むことができるようにするとともに、地域における青少年の「居場所」づくりを推進する。

(6) 重点課題6 再非行(犯罪)の防止

少年が非行を繰り返さないようにするため、平成28年12月7日に成立し、同年12月14日に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)や同法律による「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の少年を、その成長に応じて包括的に支える体制づくりなどの取組を一層推進する。

地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。

特に、民間ボランティア団体、職業安定機関、更生保護関係機関、矯正施設及び警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労・修学支援を一層推進する。

(7) 重点課題7 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

いじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っている少年が、一人で悩み・苦しむことのないよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなどによる支援の活用を図るとともに、「24時間子供SOSダイヤル」、「子どもの人権110番」、児童相談所全国共通ダイヤル「189」、「ヤングテレホンコーナー」等の様々なSOSの受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知を図る。また、様々な大人が関わり子供を見守る体制を構築するため、学校と警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等においても、児童生徒が自分や友人の安全に関する不安や懸念があったら、ちゅうちょすることなく、周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なSOSの受け止めに係る相談窓口の校内における周知やPTA等との連携を進める。

このほか、学校非公式サイト、プロフサイト、SNS等における誹謗中傷の書き込み等「インターネット上のいじめ」も含め、いじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対しては、その特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。

さらに、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための取組を推進する。

5 留意事項

(1) 月間の趣旨の定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が国民に定着していくようにするため、国民全体に向けた意識啓発や民間・地域住民の主体的取組の促進を重視する。

(2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民等が一体となって非行防止等のための諸活動を円滑に実施できるよう、関係機関・団体等において、連絡会議の開催、実施計画の策定などにより連絡調整を十分に行うとともに、同期間に実施される他の青少年の非行防止等に関連する月間等との連携に配慮する。

(1) 主唱

内閣府

(2) 参加

内閣府, 警察庁, 金融庁, 消費者庁, 復興庁, 総務省, 法務省, 最高検察庁, 外務省, 財務省, 国税庁, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省, 防衛省, 最高裁判所, 都道府県, 市区町村

(3) 協力 (五十音順)

指定都市教育委員会協議会, 全国更生保護法人連盟, 全国高等学校PTA連合会, 全国高等学校校長協会, 全国市区町村教育委員会連合会, 全国児童自立支援施設協議会, 全国社会福祉協議会, 全国少年警察ボランティア協会, 全国人権擁護委員連合会, 全国青少年補導センター連絡協議会, 全国町村教育長会, 全国都市教育長協議会, 全国都道府県教育長協議会, 全国防犯協会連合会, 全国保護司連盟, 全国連合小学校長会, 全日本中学校長会, 中核市教育長会, 日本BBS連盟, 日本PTA全国協議会, 日本勤労青少年団体協議会, 日本更生保護協会, 日本更生保護女性連盟, 日本私立中学高等学校連合会, 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

(4) 協賛 (五十音順)

アルコール健康医学協会, 安心ネットづくり促進協議会, インターネット協会, インターネットコンテンツ審査監視機構, インターネットコンテンツセーフティ協会, 映画倫理機構, 衛星放送協会, 草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会, 子どもたちのインターネット利用について考える研究会, コンピュータエンターテインメント協会, コンピュータエンターテインメントレーティング機構, コンピュータソフトウェア倫理機構, 出版倫理協議会, 出版倫理想話会, スポーツ七紙広告掲載基準委員会, 青少年ネット利用環境整備協議会, 成人番組倫理委員会, セーフアーインターネット協会, セルメディアネットワーク協会, 全国卸売酒販組合中央会, 全国携帯電話販売代理店協会, 全国興行生活衛生同業組合連合会, 全国小売酒販組合中央会, 全国地ビール醸造者協議会, 日本アミューズメント産業協会, 全日本広告連盟, 知的財産振興協会, テレコムサービス協会, 電気通信事業者協会, 電子情報技術産業協会, 東京臨床心理士会, 日本アドバタイザーズ協会, 日本インターネットプロバイダー協会, 日本映像ソフト協会, 日本映像ソフト制作・販売倫理機構, 日本カラオケボックス協会連合会, 日本ケーブルテレビ連盟, 日本広告業協会, 日本広告審査機構, 日本コンテンツ審査センター, 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合, 日本雑誌協会, 日本雑誌広告協会, 日本酒造組合中央会, 日本蒸留酒酒造組合, 日本新聞協会, 日本精神衛生学会, 日本電話相談学会, 日本複合カフェ協会, 日本フランチャイズチェーン協会, 日本放送協会, 日本民間放送連盟, 日本ユニセフ協会, 日本洋酒酒造組合, 日本洋酒輸入協会, 日本臨床心理士会, 日本レコード協会, 日本ワイナリー協会, ニューメディア開発協会, ビール酒造組合, マスコミ倫理想談会全国協議会, モバイルコンテンツ審査・運用監視機構